

平成28年熊本地震への災害対応に関する検証結果を踏まえた指定都市市長会行動計画の改定について（報告）

中央連絡本部及び現地支援本部の機能強化

- 行動計画が適用された場合には、危機管理業務の経験のある職員を、中央連絡本部に派遣する。
- 中央連絡本部に派遣される東京事務所職員の業務内容や作業手順等について明確化した。
- 現地での調整や支援先の決定など、現地支援本部の役割を拡大する。

受援計画の策定

- 平成29年3月に、内閣府が策定した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」に合わせて、各市が策定に向けて動き出す。

備蓄物資一覧表の作成

- 各市で保有する備蓄物資の品目や型式などのほか、内容が確認できる写真などを添付した一覧表を20市で共有する。
- 今年度中に作成し、その後は随時更新していく。

避難所支援、建物被害調査に関する基本的な考え方を整理

- それぞれに業務に関する指定都市市長会としての基本的な方針や考え方を実施モデルに明記したほか、業務内容や事前の準備等について例示した。

21大都市相互協定等との関係を整理

- 「行動計画は支援を行う際の指針であり、共通の理念のもとに行動する」等を実施モデルの巻頭に明記した。

今後について（29年度での検討）

行動計画の適用基準や費用負担の考え方などについて、幹事市を中心に引き続き検討する。